

新型コロナ予防接種室の廃止について

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類」に移行するに当たり、新型コロナ予防接種室を廃止し、令和5年4月1日以降の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る業務は、下記のとおり対応する。

記

1 組 織

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る業務は、健康推進課保健予防係の分掌事務とする。

2 職員配置

健康推進課保健予防係に正規職員を配置

※2023年春夏の追加接種（高齢者や重症化リスクが高い人が対象）の時期が決定した際には、各課からの兼務職員及び会計年度任用職員を配置

※2023年秋冬の追加接種（全世代が対象）の実施状況に応じて、上記の職員配置は改めて検討

3 執 務 室

市役所 501 会議室